

自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 番 号	愛媛県公安委員会 第312号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	くじら代行
	主たる営業所が所在する市町	今治市
処 分 年 月 日		令和8年6月10日
処 分 内 容		営業停止命令 (30日間) 令和8年6月10日から令和8年7月9日まで
処 分 理 由		<p>令和7年12月5日付けで上記代行業者にかかる変更届出書(受託自動車共済保険更新)を受理したが、その際、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条1項に定められている「変更のあった日から10日以内」の届出期間を超過しており、変更届出義務違反が認められた。</p> <p>令和8年2月19日付けの上記違反に係る指示処分により、累積点数が令和7年5月30日付けの指示処分と合算して、同法施行令第5条第1項第2号に掲げる営業の停止の基準を超過したため。</p>
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
処分を行った公安委員会		愛媛県公安委員会

注 処分内容欄は、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。